



【豪華特典】
5月3日(祝) 1尺5寸のこけし
(展示場・即売場一番乗りの方各1名)
記念品(展示場・即売場先着各50名)
緑化木(数量限定)
5月4日(休) 緑化木(数量限定)

- 「コンクール会場」では、伝統・新型・創作などのここで見られないこけしが全国から一堂に会します。
- 「地場産品まつり」では、白石市の地場産品が一堂に会します。
- 「こけしの実演販売」では、各系統の工人さんが一堂に会します。その場でこけしを製作し、販売も行います。

第48回実演工人

系統名	氏名	系統名	氏名
津軽系	阿保六知秀	山形作並系	小林清
南部系	煤孫盛造	鳴子系	熊谷正
きじやま 木地山系	高橋雄司	遠刈田系	小笠原義雄
ひじおり 肘折系	鈴木征一	弥治郎系	佐藤正
蔵王高湯系	梅木修一	土湯系	渡辺鉄男

- 毎年大人気の「こけしの絵付け体験」では、こけしに絵を描いて、自分だけのオリジナルこけしを作ることができます。



▲昨年のコンクールでの実演販売の様子

★★ 第8回写真コンクール作品募集! ★★

- 「こけし」を題材とした写真コンクールに応募してみませんか? こけしに関するものであれば何でも可。作品は、コンクール会場に展示されます。
- 応募資格 アマチュアの方
 - サイズ 四つ切り(ワイド四つ切り可)のカラー・白黒写真(継ぎ写真やスライド不可)
 - 応募規定 ①作品は未発表のものに限ります。②応募点数は一人2点まで。③作品の裏側に、題名、氏名、生年月日、住所、職業、電話を記入した応募票を必ず作品ごとに添付してください。④入賞作品の著作権は主催者に帰属します。⑤応募作品は、原則として返却しませんが、返却希望の場合は、返送用切手を同封してください。
※応募用紙は商工観光課または白石駅観光案内所に備え付けています。
 - 賞 ①特選1点(賞金・記念品) ②準特選2点(賞金・記念品) ③入賞2点(記念品) ④佳作3点(記念品)
※審査結果は4月末日に応募者全員に通知します。
 - 応募期限 4月26日(水)必着

このほか、イベントがたくさんあります!!
この機会に、ぜひ会場のホワイトキューブまでお越しください!

☎全日本こけしコンクール事務局(市庁舎2階商工観光課内) ☎22-1321

第48回全日本こけしコンクール
～ほほえみの年輪を重ねて～
入場無料
会場 5月3日～5月5日
9時～17時
ホワイトキューブ

下水道使用料金改定のお知らせ

☎都市整備課総務係 ☎22-1325

◎4月1日から新たに公共下水道に使えることになる区域について

4月1日から下記の区域が公共下水道に接続できることになります。該当する区域の皆様には、受益者負担金、排水設備工事などの説明会を開催しますので、ぜひご出席くださいますようお願いいたします。

平成18年4月1日からの供用開始区域(平成17年度に工事を行った区域)

大平中目字ハツ森脇の一部、福岡長袋字鹿ノ下・字鹿ノ前・字上ノ神明前・字久保・字坂下・字下ノ神明・字柴屋敷・字田子屋敷・字坪家沢裏・字田上・字永坂・字馬場・字沖および字山根の一部、福岡深谷字青木後・字三本松・字地藏堂・字妙見堂および字青木上の一部

※既に公共下水道を使用できる区域にお住まいの方々と、まだ水洗トイレに改造していない方は、すみやかに下水道に切り替えていただきますようお願いいたします。なお、工事の依頼は、白石市公認排水設備等工事業者に直接連絡してください。今後とも、公共下水道事業にご理解とご協力を願います。

日ごろより、下水道事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。既に広報2、3月号でお知らせした通り、下記表のように下水道使用料が改定になります。5月請求分から下水道使用料が変わりますので、ご注意ください。

- 実施時期 平成18年4月使用分から、適用されます(新使用料の請求は平成18年5月分からです)。

●下水道使用料早見表(抜粋) ※消費税込み

汚水量	使用料	汚水量	使用料	汚水量	使用料
1～10 m ³	1,365円	26 m ³	3,727円	42 m ³	6,247円
11 m ³	1,506円	27 m ³	3,885円	43 m ³	6,405円
12 m ³	1,648円	28 m ³	4,042円	44 m ³	6,562円
13 m ³	1,790円	29 m ³	4,200円	45 m ³	6,720円
14 m ³	1,932円	30 m ³	4,357円	46 m ³	6,877円
15 m ³	2,073円	31 m ³	4,515円	47 m ³	7,035円
16 m ³	2,215円	32 m ³	4,672円	48 m ³	7,192円
17 m ³	2,357円	33 m ³	4,830円	49 m ³	7,350円
18 m ³	2,499円	34 m ³	4,987円	50 m ³	7,507円
19 m ³	2,640円	35 m ³	5,145円	60 m ³	9,187円
20 m ³	2,782円	36 m ³	5,302円	70 m ³	10,867円
21 m ³	2,940円	37 m ³	5,460円	80 m ³	12,547円
22 m ³	3,097円	38 m ³	5,617円	100 m ³	15,907円
23 m ³	3,255円	39 m ³	5,775円	200 m ³	32,707円
24 m ³	3,412円	40 m ³	5,932円	500 m ³	86,257円
25 m ³	3,570円	41 m ³	6,090円	1,000 m ³	175,507円

平成18年4月1日より、児童手当が拡充されます

☎子ども家庭課 ☎22-1363

【改正の内容】

- ①支給対象年齢がこれまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後の最初の年度末)までに拡大されます。
- ②所得制限が引き上げられます(右記の一覧参照)。

児童手当の支給を受けるには?

児童手当は養育者からの申請がないと支給されません。市庁舎1階子ども家庭課窓口(公務員の方は勤務先)で手続きしてください。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

手続きについて

- 現在(平成18年3月まで)児童手当を受給している保護者の方
・0歳から小学校4年生までの児童のみのときは、**特別の手続きはありません。**
・小学校5・6年生の児童を養育しているときは、**増額の申請が必要です**(別途通知します)。
※なお、毎年6月に現況届の提出が必要です。
- 現在受給してない保護者の方(小学校5・6年生のみの保護者、所得制限により受給してない保護者など)
・**新規の認定請求の手続きが必要**です(下記の必要なものや、所得制限額を参照の上、手続きしてください)。
- 4月2日時点で小学校5～6年生の児童のいる方には別途通知します。

- 認定請求に必要なもの
①印鑑 ②健康保険被保険者証の写し(申請者が厚生年金などの加入者の場合)
③所得証明書(平成17年度・18年度分) ※平成17年、18年の1月1日に白石市に住民登録のあった方は不要です。
④口座番号 ※そのほかの書類が必要となる場合があります。
詳しくは、市庁舎1階子ども家庭課(☎22-1363)へお問い合わせください。